

全動薬協会報

No.381

一般
社団法人 全国動物薬品器材協会

2026年9月

— 動物用医薬品等の安定供給を —

目 次

○農林水産省等のお知らせ（2026年7月17日～2026年9月16日）

・薬事関係

抗菌性物質製剤の範囲の見直しに伴う飼料安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の改正等について	2
動物用医薬品等取締規則の一部を改正	6
動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正	6

・家畜衛生関係

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項の一部改正	7
（参考）豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針	7
登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種に係る一問一答集について	8
豚熱の選択的殺処分に関する一問一答集の一部改正について	10

・その他

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令の一部改正	11
--------------------------------------	----

○農林水産省等の報告・統計から

令和7年漁業構造動態調査結果（令和8年7月28日公表）	12
畜産統計（令和8年2月1日現在）（令和8年7月28日公表）	14
食料自給率（令和8年8月7日公表）	18

○事務局だより

第3回理事会・ブロック長会合同会議開催	21
専門委員会・メーカーとの意見交換会開催（令和8年9月17日）	22
電子指示書システム操作講習会について （農林水産省から：獣医師向け、生産者向け、販売店向け）	23
動薬手帳2027年版の事前申込受付開始	22
令和8年度認定更新研修開催	25
令和8年度新規認定研修申し込み受付開始・日程	25
動物用医薬品等販売員等の認定・研修について	26

○協会ホームページから

都道府県協会の会長等変更	27
--------------	----

○連載 「変革期の獣医療業界を支える卸売業」第8回（別刷カラー版）

◇

○農林水産省等のお知らせ

☆☆薬事関係

8消安第2498号

令和8年8月3日

農林水産省消費・安全局長

抗菌性物質製剤の範囲の見直しに伴う飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部改正等について

今般、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律関係法令における抗菌性物質製剤の範囲を変更することとなりました。

これに伴い、以下の省令及び告示が本日（令和8年8月3日）付けで公布され、同日から施行されます。

- ・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和8年農林水産省令第55号）
- ・昭和五十四年農林水産省告示第千六百四十二号を廃止する告示（令和8年農林水産省告示第1116号）
- ・昭和五十一年農林省告示第七百五十二号の全部を改正する件（令和8年農林水産省告示第1117号）
- ・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令第五条第二号の農林水産大臣が指定する飼料添加物を定める件（令和8年農林水産省告示第1118号）

あわせて、以下の関連通知を改正しました。

- ・「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の運用について」（平成13年3月30日付け12生畜第1826号農林水産省生産局長、水産庁長官通知）
- ・「抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤の製造管理及び品質管

理に関するガイドラインの制定について」

（平成19年4月10日付け18消安第13845号農林水産省消費・安全局長通知）

- ・「飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドラインの制定について」（平成27年6月17日付け27消安第1853号農林水産省消費・安全局長通知）
- ・「食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドラインの策定について」（令和2年8月31日付け2消安第2496号農林水産省消費・安全局長通知）
- ・「飼料の安全性評価基準及び評価手続の制定について」（平成20年5月19日付け20消安第597号農林水産省消費・安全局長通知）
- ・「飼料添加物の評価基準の制定について」（平成4年3月16日付け4畜A第201号農林水産省畜産局長、水産庁長官通知）

省令及び告示の改正等の内容並びに通知の改正内容については、下記及び別紙1から別紙6までのとおりですので、御了知の上、貴管下関係者に対する周知徹底につき御協力をお願いします。

記

1 現行制度の概要

（1）飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「法」という。）では、飼料の使用又は飼料添加物を含む飼料の使用が原因となって、人の健康をそこなうおそれのある有害畜産物が生産され、又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されることを防止する観点から、農林水産大臣は、農林水産省令で飼料又は飼料添加物の製造方法の基準、成分規格等を定めることができるとされており（法第3条第1項）、特定飼料等（成分規格が定められた飼料又は飼料添加物で、その使用により有害畜産物が生産され、又は家畜等に被害が生じることにより畜産物の生産が阻害されるおそれが特に多いと認められる

ものとして飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号。以下「令」という。）で定めるものをいう。以下同じ。）については、独立行政法人農林水産消費安全技術センターが行う検定に合格したことが表示されているもの以外の販売は原則禁止されている（法第5条第1項）。令第2条において、落花生油かす及び抗菌性物質製剤が特定飼料等に指定されているが、抗菌性物質製剤については、化学的に合成された抗菌性物質製剤で農林水産大臣が指定するものは特定飼料等から除外するとされている。特定飼料等から除外される抗菌性物質製剤については、昭和51年農林省告示第752号（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令の規定に基づき農林水産大臣が指定する抗菌性物質製剤。以下「51年告示」という。）において定められている。

（2）法第3条第1項の規定により製造方法の基準が定められた飼料又は飼料添加物で、製造過程において同項に規定する見地から特別の注意を必要とするものとして令で定めるものの製造業者（農林水産省令で定める者を除く。）は、その飼料又は飼料添加物の製造を実地に管理させるため、その事業場ごとに、飼料製造管理者の設置が義務付けられており（法第25条第1項）、令第5条において、

①落花生油かす、尿素又はジウレイドイソブタンを原料とする飼料（同条第1号）

②抗菌性物質製剤その他成分規格が定められた飼料添加物で農林水産大臣が指定するものを含む飼料（同条第2号）

③成分規格が定められた飼料添加物（同条第3号）

について、飼料製造管理者の設置が義務付けられている。

（3）また、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則（昭和51年農林省令第36号。以下「規則」という。）第31条において、令第5条各号に掲げる飼料の製造（販売を目的

としないものに限る。）を業とする者であって、特定飼料（規則第3条第1項）を原料とする飼料又は抗菌性物質製剤（農林水産大臣が指定するものを除く。）を含む飼料を製造する製造業者以外の製造業者については、飼料製造管理者の設置は不要とされている。抗菌性物質製剤のなかでも飼料製造管理者の設置義務が適用されないものについては、昭和54年農林水産省告示第1642号（農林水産大臣が指定する抗菌性物質製剤を定める件。以下「54年告示」という。）において、プロピオン酸製剤、プロピオン酸カルシウム製剤及びプロピオン酸ナトリウム製剤（以下「プロピオン酸類製剤」という。）が規定されている。

2 省令及び告示の改正等の趣旨

（1）抗菌性物質製剤の位置付けの見直しについて

①抗菌性物質とは、

ア 抗菌活性をもち、

イ 微生物の代謝又は増殖機構の一部に選択的に作用し、微生物の発育・増殖を阻止するか、あるいは微生物を殺滅するものであり、一般には抗生物質のようなものを指す。

②51年告示第2号に規定される製剤のうち、アンプロリウム・エトパベート製剤、クエン酸モランテル製剤及びナイカルバジン製剤（以下「アンプロリウム等含有製剤」という。）については、原虫に作用するものであり、抗菌活性を示さないが、現在は抗微生物効果があるものが一律に「抗菌性物質製剤」として位置付けられている。

③また、近年、国際獣疫事務局（WOAH）等の国際機関においては、AMR（薬剤耐性）対策の観点から、抗菌剤の成長促進目的での使用中止に関する議論が行われている。我が国においては、これまで「飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進」の目的として指定されてきた、前述のアンプロリウム等含

有製剤についても、抗菌性物質製剤としてAMR対策の対象に位置づけ、対策を講じてきた。一方で、抗菌活性を示さず、薬剤耐性菌の増加を招くおそれのない物質までをAMR対策の対象とする必要はなく、その位置付けについて見直しが必要である。

④現在、アンプロリウム等含有製剤は抗菌性物質製剤として位置付けられていることから、アンプロリウム等含有製剤を含む飼料は令第5条第2号に該当し、飼料製造管理者の設置義務の対象とされている。しかしながら、この位置付けを見直した場合には、アンプロリウム等含有製剤を含む飼料について、飼料製造管理者の設置義務は適用されなくなる。アンプロリウム等含有製剤については、AMR対策上のリスクが極めて低い一方で、給与対象外の家畜用飼料への意図しない残留を防止する観点から、食品安全上、飼料の製造過程において特別の注意を必要とするものである。このため、アンプロリウム等含有製剤を含む飼料の製造業者（自家配合農家を含む。）に対しては、引き続き飼料製造管理者の設置を義務付ける必要がある。

⑤51年告示及び54年告示において抗菌性物質製剤と位置付けられているプロピオン酸類製剤は、主にpHを低下させる作用により糸状菌（かび）の増殖を抑制する物質であり、抗菌活性は有するものの、微生物の代謝又は増殖機構の一部に選択的に作用するものではない。また、安全性の見地から特別の注意を必要とする、いわゆる抗菌性物質である抗生物質等とは性質が大きく異なることから、その位置付けについて見直しが必要である。

（2）プロピオン酸類製剤を含む飼料の製造業者による飼料製造管理者の設置義務の適用除外について

プロピオン酸類製剤を含む飼料の製造については、54年告示により、自家配合農家においては飼料製造管理者の設置が不要とされている一

方、配合飼料工場等においては飼料製造管理者の設置義務が課せられている。飼料製造管理者の設置義務は、その製造過程において、安全性の見地から特別の注意を必要とするものの製造業者に課されるものである。しかしながら、プロピオン酸類製剤は、食品添加物としても安全に使用されており、また、自然界や生体内にも広く存在する物質であることから、製造過程において特別の注意を必要とするものとはいえない。このため、プロピオン酸類製剤を含む飼料の製造については、配合飼料工場等における飼料製造管理者の設置を義務づける規定を見直す必要がある。

3 省令及び告示の改正等の概要

（1）アンプロリウム等含有製剤及びプロピオン酸類製剤は抗菌性物質製剤に該当しないと整理し、これらを51年告示から削除する。

（2）アンプロリウム等含有製剤を含む飼料の製造業者に対し、引き続き飼料製造管理者の設置を義務付けるため、令第5条第2号に基づく告示を新規制定し、アンプロリウム等含有製剤を指定する。

（3）令第5条第2号に該当する飼料（抗菌性物質製剤又はアンプロリウム等含有製剤を含む飼料）の製造業者については、引き続き自家配合農家も含めて飼料製造管理者の設置を義務付けるため、規則第31条において、飼料製造管理者の設置義務を適用除外する対象を令第5条第1号に掲げる飼料を製造する自家配合農家に限定するとともに、令第5条第1号に掲げる飼料を製造する自家配合農家であっても、特定飼料を原料とする飼料又は令第5条第2号に該当する飼料を製造している場合は、飼料製造管理者の設置義務が適用除外されないこととする。

（4）プロピオン酸類製剤は抗菌性物質製剤に該当しないと整理することから、プロピオン酸類製剤を含む飼料については令第5条第2

号に該当しないこととなり、飼料製造管理者の設置義務の対象外となる。これに伴い、54年告示によって飼料製造管理者の設置義務の対象外とする必要がなくなることから当該告示を廃止する。

(中略)

5 改正等に伴う留意事項

- (1) アンプロリウム等含有製剤については、抗菌性物質製剤として扱わないものとなるが、成分規格、対象飼料、対象飼料がこれを含むことのできる量、飼料に使用する場合の飼料製造管理者の設置義務、表示義務等については従前のとおりであるので、引き続き遺漏のないよう指導されたい。
- (2) プロピオン酸類製剤については、抗菌性物質製剤として扱わないものとなり、かつ、プロピオン酸類製剤を含む飼料を製造する事業者（法第25条第1項に規定する製造業者を除く。）にあつては事業形態に関わらず飼料製造管理者の設置義務の対象外となるが、成分規格、対象飼料、対象飼料がこれを含むことのできる量、表示義務等については従前のとおりであるので、引き続き遺漏のないよう指導されたい。なお、飼料添加物のプロピオン酸類製剤を製造する事業者にあつては、引き続き、飼料製造管理者の設置義務の対象となるので、留意されたい。
- (3) プロピオン酸類製剤を含む飼料が飼料製造管理者の設置義務の対象外となることにより、法第25条第3項の規定に基づく飼料製造管理者の届出事項に変更が生じた場合は、本日から一月以内に変更の届出が必要であるので、関係事業者に周知されたい。

◇ ◇ ◇

抗菌性物質製剤の範囲の見直しに伴う飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部改正等の概要

改正の趣旨・概要

- (1) 飼料安全法^{※1}第2条第3項に基づき指定された飼料添加物の製剤のうち、「抗菌性物質製剤」と位置付けられるものについては、当該製剤を含む飼料の製造業者に対する飼料製造管理者の設置義務等を同法に定めています。
- (2) 今般、次に掲げる措置を講ずるため、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則」^{※2}の一部改正等を行うこととしました。
 - ① 薬剤耐性対策の対象としてきた「抗菌性物質製剤」の範囲を見直し、一般に抗菌性物質に分類されないプロピオン酸、アンプロリウム等の飼料添加物の製剤^{※3}をその対象から除くこと（ただし、飼料製造管理者の設置義務等については、②による変更を除き従前のとおり。）
 - ② プロピオン酸、プロピオン酸カルシウム又はプロピオン酸ナトリウムの製剤を含む飼料の製造業者に係る飼料製造管理者の設置義務を廃止すること当該改正等は、令和8年8月3日に施行されます。

※1 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）

※2 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則（昭和51年農林省令第36号）

※3 プロピオン酸、プロピオン酸カルシウム、プロピオン酸ナトリウム、アンプロリウム、エトパバート、クエン酸モランテル又はナイカルバジンを含む製剤

改正文のご案内

改正文（新旧対照表）については下のサイトにあります官報をご覧ください。

官報 令和8年8月3日（本紙第1760号）に掲載されております。

URL:<https://www.kanpo.go.jp/>

◇ ◇ ◇

事務連絡
令和8年8月10日

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課課長補佐
(薬事審査管理班担当)

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する 省令の制定について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第36条の8第1項及び第49条第1項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（令和8年農林水産省令第64号）が別添のとおり本日公布され、同日から施行されました。

今回の改正内容は下記のとおりですので、参考としてください。

記

1 改正の概要

- ・指定医薬品及び要指示医薬品の指定

猫の移動や獣医師の診察に伴う急性の不安や恐怖に関連する徴候又はそれに伴う問題行動の軽減に使用するプレガバリンを有効成分とする製剤の承認に伴い、プレガバリンを指定医薬品及び要指示医薬品に指定する。

2 公布の日

令和8年8月10日

3 参考

今般承認される動物用医薬品（プレガバリンを有効成分とする製剤）の概要は以下の通りです。

- ・プレガバリンを有効成分とする製剤

販売名：ボンカット

(物産アニマルヘルス株式会社)

効能又は効果：猫：移動や獣医師の診察に

伴う急性の不安や恐怖に関連する徴候又はそれに伴う問題行動の軽減

◇ ◇ ◇

事務連絡
令和8年9月10日

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課課長補佐
(薬事審査管理班担当)

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する 省令の一部を改正する省令の制定について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第83条の4第1項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（令和8年農林水産省令第66号）が別添のとおり本日公布され、同日から施行されました。

今回の改正内容は下記のとおりですので、参考としてください。

記

1 改正の内容

- ・別表第一に「酒石酸タイロシンを有効成分とする飼料添加剤」の使用者が遵守すべき基準を新たに設定した。

2 施行期日

令和8年9月10日

3 参考

今回の改正に関連する製剤は以下のとおりです。

- ・酒石酸タイロシンを有効成分とする飼料添加剤

販売名：タイラン水溶散

(エランコジャパン株式会社)

効能又は効果：みつばち：アメリカ腐蝕病の予防

☆☆薬事関係

8消安第3261号
令和8年8月31日

農林水産省消費・安全局長

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項の一部改正について

家畜伝染病のうち特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要があるものについては、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第1項に基づき、特定

家畜伝染病防疫指針を作成し、公表しているところ です。

本日付けで、登録飼養衛生管理者の登録及び更新のための研修の実施に必要な事項等について、標記留意事項を別紙のとおり改正しましたので、お知らせします。なお、別紙の改正の施行にあたっては、改正後の通知中で「留意事項○（○は条番号）」とあるのは、「第○（○は条番号）」と読み替えていただきますようお願いいたします。

つきましては、このことについて御了知いただくとともに、管内市町村、関係機関及び関係団体に周知の上、地域一体となって、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止措置の迅速かつ円滑な実施に御尽力いただきますようお願いいたします。（別添略）

（参考）

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針 令和2年7月1日

農林水産大臣公表（一部変更：令和8年5月19日）

目次

前文	1
第1章 基本方針	3
第1節 基本方針	3
第2章 発生予防対策	6
第1節 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備	6
第2-1 平時からの取組	6
第2-2 発生に備えた体制の構築・強化	9
第2節 浸潤状況調査及び野生いのしし対策	13
第3-1 浸潤状況を確認するための調査	13
第3-2 予防的ワクチン	16
第3章 まん延防止対策	34
第1節 豚等における対応	34
第4 異常豚の発見及び検査等の実施	34
第5 病性等の判定	46
第6 病性等判定時の措置	49
第7-1 ワクチン非接種区域の発生農場等における防疫措置	54
第7-2 ワクチン接種区域の発生農場等における防疫措置	62
第8 通行の制限又は遮断（法第15条）	79
第9 移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第32条）	80
第10 家畜集合施設の閉鎖等の制限等（法第26条、第33条及び第34条）	87
第11 消毒ポイントの設置（法第28条の2）	89
第12 ウイルスの浸潤状況の確認等	91
第13 緊急ワクチン（法第31条第1項）	99
第14 家畜の再導入	101
第15 発生の原因究明	104
第2節 野生いのししにおける防疫対応	105
第16 感染の疑いが生じた場合の対応等	105
第17 病性の判定	106
第18 病性判定時の措置	107
第19 通行の制限又は遮断（法第10条及び法第25条の2第3項）	110
第20 移動制限区域の設定（法第32条）	111
第21 家畜集合施設の閉鎖等の制限等（法第26条、第33条及び第34条）	116
第22 消毒ポイントの設置（法第28条の2）	118
第23 ウイルスの浸潤状況の確認等	120
第24 経口ワクチンの散布	122
第4章 その他	123
第25 その他	123
【参考】	124
豚熱の診断マニュアル	124
登録飼養衛生管理者の登録のための研修実施要綱	136
豚の評価額の算定方法	141
別記様式1～別記様式195（別添参照）	144

※ 留意事項

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について
(令和2年7月1日付728消安第15678号農林水産省消費・安全局長通知。)

(以下略)

【目次】

1. 総論	5
1-1 令和9年5月に登録飼養衛生管理者によるワクチン接種に係る規定が施行されるが、施行後、現行制度と何が変わるのか。	5
1-2 研修を修了した飼養衛生管理者は、誰でも登録飼養衛生管理者となって豚熱ワクチンを接種できるのか。	6
1-3 既にワクチン接種を実施している飼養衛生管理者に対する研修は不要ではないのか。	7
1-4 現行制度と基本的に変わらないとしながら、防疫指針留意事項別紙2（研修要綱）は、旧留意事項別紙2（研修会要綱）と記載がりが大きく変更となっているのはなぜか。	7
2. 研修の実施方法	8
2-1 法上、都道府県知事が研修を実施することとなっているが、外部委託は可能か。外部委託に当たり、国の支援はあるか。	8
2-2 初回研修は原則として実地開催することとしているが、旧指針に基づきワクチン接種を実施している飼養衛生管理者は、知識も技能も十分有しているとして判断している場合でも実地開催した方が良いのか。	8
2-3 改正後の防疫指針（留意事項別紙2）では、他県で研修を終了するなど、修了証の交付を受けている者は、研修内容を省略することができるとされているが、旧指針に基づき研修会の修了証の交付を受け、これまで問題なく豚熱ワクチンを接種している者はこれに該当しないのか。	8
2-4 登録飼養衛生管理者の登録のための研修に関する防疫指針の留意事項改正直前に旧指針に基づく研修会を実施したばかりだが、それでも再度研修を行わなければならないか。	9
2-5 書面による研修実施とは何か。	9
2-6 研修の接種技術に関する事項について、実際に豚を用いて研修を実施する必要があるか。	9
2-7 修了証の交付者は知事でなければならないのか。	10
2-8 更新研修は全ての登録飼養衛生管理者が必ず受講しなければならないのか。	10

登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種に係る一問一答集について

家畜伝染病のうち特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要があるものについては、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第3条の2第1項に基づき、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、公表しているところです。

本年5月19日付で家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和8年法律第20号）により、

令和9年5月1日以降、法に基づき、登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種に係る制度が導入されることとなります。

こうしたことを踏まえ、登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種に係る制度の円滑な運用に資するため、別紙のとおり「登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種に関する一問一答集」を作成しましたので、お知らせします。

つきましては、このことについて御了知いただくとともに、管内市町村、関係機関及び関係団体に周知の上、地域一体となって、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止措置の迅速かつ円滑な実施に御尽力いただきますようお願いいたします。

- 2-9 各種研修の実施の際、知事認定獣医師の参加は必要か。…………… 10
3. 登録…………… 12
- 3-1 法に基づく登録はいつから可能になるのか。…………… 12
- 3-2 法に基づく登録において、必ず実施しなければならない手続は何か。… 12
- 3-3 法令や防疫指針において、現時点で法に基づく登録申請等に必要の様式が定められていないが、登録に際し、各種様式はどのように準備すればよいのか。…………… 13
- 3-4 登録飼養衛生管理者が他の畜種（牛等）の農場に人事異動した場合であって、豚等を飼養する認定農場で豚熱ワクチン接種を実施しない場合、登録の取消しを行う必要があるのか。…………… 13
- 3-5 登録飼養衛生管理者の登録及び認定農場の認定の取消し後、都道府県による指導等により体制の改善が確認された場合には、再度登録・認定の手続を経て登録飼養衛生管理者による接種を可能とできるか。…………… 13
4. 農場の認定…………… 14
- 4-1 農場の認定に有効期間はあるのか。…………… 14
- 4-2 認定農場の要件の「飼養衛生管理基準の遵守」について、どの程度遵守している必要があるのか。…………… 14
- 4-3 農場における作業手順書の作成に当たり、知事認定獣医師が関与してもよいのか。…………… 14
5. 家畜防疫員又は知事認定獣医師の指示・監督関係…………… 15
- 5-1 豚熱ワクチン接種票交付のための診察の頻度及び監督の頻度はどの程度か。…………… 15
- 5-2 豚熱ワクチン接種票について、記入の上で留意すべき点は何か。…………… 15
- 5-3 豚熱ワクチン接種票を交付する際に、票機法に基づく指示書を別途交付する必要があるか。…………… 16
- 5-4 豚熱ワクチン接種票の都道府県への提出方法は、他のワクチンの指示書の都道府県への提出方法と同じである必要があるか。…………… 16
6. ワクチンの流通・保管・管理関係…………… 17
- 6-1 登録飼養衛生管理者に対するワクチンの受渡し及び返却は家保において行う必要があるか。…………… 17
- 6-2 ワクチンの受渡しの頻度はどの程度か。…………… 17
- 6-3 登録飼養衛生管理者が接種する場合の使い残りのワクチンの費用は誰が負担するのか。…………… 17
- 6-4 留意事項 27 のワクチン使用数量の報告について、「定期的」の頻度についてどう考えたらよいか。…………… 18

7. ワクチン接種関係…………… 19
- 7-1 農場ごとの接種計画の作成に当たり、どのようなことに留意すべきか。… 19
- 7-2 登録飼養衛生管理者は、認定農場において自身が飼養衛生管理に携わる畜舎以外の畜舎でも接種が可能か。…………… 19
- 7-3 認定農場において、登録飼養衛生管理者による接種に加え、家畜防疫員又は知事認定獣医師による接種を実施しても差し支えないか。…………… 19
- 7-4 登録飼養衛生管理者によるワクチン接種に係る費用は誰が負担するのか。国からの何らかの補助はあるのか。…………… 20
- 7-5 登録飼養衛生管理者による接種により接種した豚が死亡した場合、家畜伝染病予防法第 58 条の規定に基づく手当金は交付されるのか。…………… 20
8. 県による要件遵守確認関係…………… 21
- 8-1 留意事項 20 の 1（5）に規定されている免疫付与状況確認検査は、留意事項 31 に基づく検査とは別に実施する必要があるか。また、農場における検査対象豚はどう考えたらよいか。…………… 21
- 8-2 留意事項 20 に基づき少なくとも年 1 回実施する立入検査は、他の農場立入の機会に同時に実施してもよいか。…………… 21
9. 要件の不遵守関係…………… 22
- 9-1 法附則第 6 条第 1 項から第 4 項までの欠格要件をどのように確認したらよいのか。…………… 22
- 9-2 法第 50 条や関係法令違反の罰則対象には、具体的にどのようなものが挙げられるか。…………… 22
- 9-3 登録飼養衛生管理者の要件への違反の発覚に伴い、知事認定獣医師の適切性にも疑義が生じた場合には知事認定獣医師に対しどのような対応すればよいのか。…………… 22
10. その他…………… 23
- 10-1 接種する者自体が変更されない場合であっても、ワクチン接種プログラムを更新する必要があるのか。また、更新が必要な場合、研修の実施や登録の都度、ワクチン接種プログラムについて、農林水産省の確認を経て更新しなければならぬのか。…………… 23
- 10-2 留意事項を含む防疫指針において、接種実績の報告等都道府県と認定農場（又は登録飼養衛生管理者）のやりとりが記載されている事項について、知事認定獣医師等を間に介してもよいか。…………… 23
- 10-3 防疫指針や留意事項に記載がないことであっても、都道府県が必要に応じて追加でルールを設けることは差し支えないか。…………… 24
- 10-4 農場から豚熱ワクチン接種を実施した旨の証明書を求められた場合はどうしたらよいか。…………… 24
- 10-5 本一問一答集を知事認定獣医師に共有してもよいか。…………… 24
- 10-6 以前都道府県限りで提供された Q&A 集は廃止になるのか。…………… 24

◇ ◇ ◇

8消安第3264号
令和8年8月31日

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

豚熱の選択的殺処分に関する一問一答集の
一部改正について

協力を頂き感謝申し上げます。

標記のことについて、別添のとおり都道府県
家畜衛生主務部長宛て通知しましたので、御了
知の上、引き続き、家畜伝染病の発生予防及び
まん延防止措置の徹底に御協力方よろしく願
いします。貴会の会員の方々におかれまして
は、貴職から周知していただきますよう、よろ
しくお願いいたします。

(以下「見え消し版」)

平素から家畜衛生行政に対して、御理解と御

(別紙)

豚熱の選択的殺処分に関する一問一答集 (Ver1.01)

令和8年5月19日 作成

令和8年8月31日 一部改正

【目次】

1. 総論.....	107
1-1 選択的殺処分とは何か.....	107
1-2 生産者が経営判断で自由に殺処分する豚等を選択できるのか。あるいは、 全頭殺処分を選択することができるのか.....	107
1-3 なぜ選択的殺処分の導入を検討したのか.....	118
1-4 何を根拠に選択的殺処분을導入することとしたのか.....	118
1-5 今までの全頭殺処分による対応は誤りだったのか.....	129
1-6 ワクチンが非常に有効ということであれば、生産農場にとって負担が大き いので、飼養衛生管理の徹底にはそこまで注力しなくてよいということか。	129
1-7 全頭殺処分をやめるということは、豚熱の清浄化を諦めたということか。	1310
1-8 選択的殺処분을導入して本当に大丈夫なのか。他の農場等にウイルスが伝 播してしまうのではないのか.....	1310
1-9 殺処分の対象から除外された豚等の中に、症状を示していない感染した豚 等が存在する可能性があるが、全頭遺伝子検出検査 (PCR 検査) を実施して摘 発しなくてよいのか.....	1411
1-10 発生農場としては監視プログラム適用中であってもと畜場への出荷が可 能になるのは良いことだが、風評等、出荷先で不利益を被らないか心配。 1-11 防疫指針や Q&A など、細かいことがたくさん記載されているが、生産者が 選択的殺処分の導入に当たり実施しなければならないことは何なのか.....	15
1-1211 北海道では選択的殺処분을導入できないのか.....	1512
1-1312 選択的殺処분을導入したことに伴い、殺処분을除外された豚等を介して 豚熱ウイルスが北海道に侵入することはないのか.....	1612
2. 患畜、疑似患畜及び疫学関連家畜について.....	1714
2-1 選択的殺処分の導入に伴い、患畜や疑似患畜の判定はどう変わるのか..... 1714	
2-2 なぜ農場内の全ての豚等が疑似患畜と判定されるのか.....	1714
2-3 殺処分されない疑似患畜は終生疑似患畜のままなのか.....	1714
2-4 発生農場と同一の飼養管理者が別の農場の豚等の飼養管理を行っている場 合、別の農場の豚等も疑似患畜となるのか.....	1815
2-5 疫学関連家畜の定義も変わらないのか.....	1815
2-6 発生農場からワクチン接種後 20 日経過済みの肥育豚を移動するビッグフ ローで、発生農場から移動させようとする豚等は拡散状況確認検査で殺処分	

(以下略)

◇ ◇ ◇
☆☆その他

医薬発0807第1号
令和8年8月7日

厚生労働省医薬局長

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令の一部を改正する政令の公布について（通知）

本日、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令の一部を改正する政令（令和8年政令第258号。以下「改正政令」という。）が公布されましたので、貴職におかれましては、下記事項について御了知の上、関係各方面に対する周知の徹底と適切な指導をお願い申し上げます。

記

第1 改正の趣旨

今般、国際連合事務総長より、千九百六十一年の麻薬に関する単一条約（昭和39年条約第22号）第3条第7項の規定に基づき、2物質を同条約の附表Ⅰに、向精神薬に関する条約（平成2年条約第7号）第2条第7項の規定に基づき、1物質を同条約の付表Ⅱに、それぞれ追加することが決定された旨の通告があった。

このため、わが国でも、国内法令（麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成2年政令第238号。以下「麻薬等指定政令」という。）を改正し、これらの物質を麻薬として規制するため必要な措置をとるものであること。

第2 改正の内容

1 麻薬等指定政令の一部改正

次の3物質を新たに麻薬に指定した。

①2-（4-イソプロポキシベンジル）-5-ニトロ-1-〔2-（ピロリジン-1-イル）エチル〕ベンズイミダゾール及びその塩類

②2-（4-エトキシベンジル）-1-（エチルアミノ）エチル-5-ニトロベンズイミダゾール及びその塩類

③メチル=2-〔1-（4-フルオロベンジル）-1H-インダゾール-3-カルボキサミド〕-3,3-ジメチルブタノアート及びその塩類

※①②：千九百六十一年の麻薬に関する単一条約の附表Ⅰに追加

③：向精神薬に関する条約の付表Ⅱに追加

2 施行期日

公布の日（令和8年8月7日）から起算して30日を経過した日（令和8年9月6日）から施行する。

第3 留意事項

（1）医薬品製造業者、研究者その他の者が業務又は研究のため、今般麻薬に指定される物質（以下「麻薬指定物質」という。）を継続して取り扱う場合には、改正政令の施行日以降、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号。以下「法」という。）による規制を受けることから、施行日までにあらかじめ麻薬研究者等の免許取得等必要な手続を行わせるとともに、記録、保管、届出等の規制事項について指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導されたい。

（2）既に麻薬研究者等の免許を取得している者が、麻薬指定物質を取り扱う場合についても、（1）と同様に記録、保管、届出等の規制事項について指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導されたい。

（3）（1）及び（2）について、法第49条等の規定に基づく麻薬研究者等の届出書に記載する麻薬指定物質の期初在庫数量については、施行日現在の在庫数量を記載するよう指導され

たい。

(4) 医薬品製造業者、研究者その他の者が所有している麻薬指定物質のうち、今後必要としないものについては、改正政令の施行日までに廃棄するよう指導されたい。なお、麻薬指定物質を廃棄するときは、焼却等の当該物質を回収することが困難となるような方法で行うよう指導されたい。

(5) 改正政令の施行日以降に麻薬指定物質を発見した場合は、所定の調査を行い、状況に応じた措置をとられたい。

第4 物質の構造式等 別添のとおり

第5 その他

麻薬指定物質は、現在、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物として指定されているが、今般の改正政令の施行により、麻薬として指定され、指定薬物ではなくなる。

これに伴い、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令が公布される予定であるので、併せて御了知いただきたい。

（以下略）



○農林水産省等の報告・統計から

令和8年7月28日公表

令和7年漁業構造動態調査結果

（令和7年11月1日現在）

全国の漁業就業者数は10万9,820人で、前年に比べ4.4％減少

【調査結果の概要】

1 漁業就業者数

(1) 年齢階層別の漁業就業者数

全国の漁業就業者数は10万9,820人で、前年に比べ5,000人（4.4％）減少した。

これを年齢階層別にみると、65歳以上が4万2,460人で最も多く、全体の約4割を占めている。また、49歳以下の構成比は前年に比べ1.0ポイント上昇した。

(2) 従事形態別の漁業就業者数

従事形態別に漁業就業者数をみると、個人経営体の世帯員で自営漁業のみに従事した者は6万1,570人、団体経営体の漁業従事役員は6,920人、雇われて従事した者は4万1,340人で、前年に比べそれぞれ2,700人（4.2％）、690人（9.1％）、1,600人（3.7％）減少した。

2 漁業経営体数

(1) 経営組織別の漁業経営体数

全国の漁業経営体数は5万7,890経営体で、前年に比べ2,640経営体（4.4％）減少した。

これを経営組織別にみると、個人経営体は5万3,940経営体、団体経営体は3,950経営体で、前年に比べそれぞれ2,480経営体（4.4％）、160経営体（3.9％）減少した。

(2) 漁業層別・販売金額規模別の漁業経営体数

ア 漁業層別に漁業経営体数をみると、沿岸漁業層は5万3,820経営体、中小・大規模漁業層は4,070経営体で、前年に比べそれぞれ2,210経営体（3.9％）、430経営体（9.6％）

減少した。

沿岸漁業層のうち、海面養殖層は1万
1,580経営体で、前年に比べ550経営体
(4.5%) 減少した。

イ 漁獲物・収獲物の販売金額規模別に漁業
経営体数の増減率をみると、2,000万円以
上の階層で前年に比べ増加し、その他の階
層では減少した。

表5 漁獲物・収獲物の販売金額規模別の漁業経営体数（全国）

区 分	計	100万円未満	100～500	500～1,000	1,000～ 2,000	2,000～ 5,000	5,000万円 以上
実数（経営体）							
令和6年	60,530	16,080	20,980	8,690	6,050	4,750	3,990
7	57,890	15,940	19,190	8,410	5,560	4,780	4,020
対前年増減率(%)	△ 4.4	△ 0.9	△ 8.5	△ 3.2	△ 8.1	0.6	0.8
構成比(%)							
令和6年	100.0	26.6	34.7	14.4	10.0	7.8	6.6
7	100.0	27.5	33.1	14.5	9.6	8.3	6.9

注：「100万円未満」は、「販売金額なし」を含む。

◎累年データ

漁業経営体数・漁業就業者数の推移（全国）

年 次	漁 業 経 営 体 数			漁 業 就 業 者 数			
	計	個人経営体	団体経営体	計	自家漁業のみ	漁業従事役員	漁業雇われ
	経営体	経営体	経営体	人	人	人	人
平 成 25 年（セ）	94,510	89,470	5,040	180,990	109,250	...	71,740
30（セ）	79,070	74,530	4,540	151,700	86,940	8,730	56,030
令 和 5（セ）	65,660	61,390	4,270	121,390	68,460	8,060	44,870
6	60,530	56,420	4,110	114,820	64,270	7,610	42,940
7（概数）	57,890	53,940	3,950	109,820	61,570	6,920	41,340

資料：農林水産省統計部『漁業センサス』、『漁業構造動態調査』

注：1 表中の「…」は事実不詳又は調査を欠くものを示す。

2 （セ）は、漁業センサス結果である。

3 「漁業従事役員」は、平成30年から「漁業雇われ」より分離し表章している。



畜産統計（令和8年2月1日現在） 令和8年7月28日公表

◎ 累年データ

1 乳用牛の飼養戸数・頭数

年次	飼養戸数	飼養頭数	1戸当たり	
			経産牛頭数	飼養頭数
	戸	千頭	千頭	頭
平成 29 年	16,400	1,323	852	80.7
30	15,700	1,328	847	84.6
31 (旧)	15,000	1,332	839	88.8
31 (新)	14,900	1,339	841	89.9
令和 2	14,400	1,352	839	93.9
3	13,800	1,356	849	98.3
4	13,300	1,371	862	103.1
5	12,600	1,356	837	107.6
6	11,900	1,313	826	110.3
7	11,300	1,293	820	114.4
8	10,800	1,286	807	119.1

資料：農林水産省統計部「畜産統計」（以下5まで同じ。）
 注：1 平成29年から平成31年（旧）までは畜産統計調査に基づく統計結果である（以下2において同じ。）。
 2 平成31年（新）は、令和2年以降と同様の集計方法により作成した参考値である（以下2において同じ。）。

2 肉用牛の飼養戸数・頭数

年次	飼養戸数	飼養頭数	1戸当たり	
			肉用種頭数	飼養頭数
	戸	千頭	千頭	頭
平成 29 年	50,100	2,499	1,664	49.9
30	48,300	2,514	1,701	52.0
31 (旧)	46,300	2,503	1,734	54.1
31 (新)	45,600	2,527	1,751	55.4
令和 2	43,900	2,555	1,792	58.2
3	42,100	2,605	1,829	61.9
4	40,400	2,614	1,812	64.7
5	38,600	2,687	1,882	69.6
6	36,500	2,672	1,897	73.2
7	34,000	2,595	1,851	76.3
8	31,800	2,473	1,755	77.8

3 豚の飼養戸数・頭数

年次	飼養戸数	飼養頭数	1戸当たり	
			肥育豚頭数	飼養頭数
	戸	千頭	千頭	頭
平成 29 年	4,670	9,346	7,797	2,001.3
30	4,470	9,189	7,677	2,055.7
31	4,320	9,156	7,594	2,119.4
令和 2	...	...	...	nc
3	3,850	9,290	7,676	2,413.0
4	3,590	8,949	7,515	2,492.8
5	3,370	8,956	7,512	2,657.6
6	3,130	8,798	7,362	2,810.9
7	...	...	...	nc
8	2,880	8,756	7,309	3,040.3

注：1 令和2年及び7年は農林業センサス実施年のため、調査を休止した（以下4及び5において同じ。）。
 2 「…」は、事実不詳又は調査を欠くものであることを示している（以下4及び5において同じ。）。
 3 「nc」は、計算不能であることを示している（以下4及び5において同じ。）。

4 採卵鶏の飼養戸数・羽数

年次	採卵鶏の飼養戸数	飼養羽数	1戸当たり	
			成鶏めす羽数	飼養羽数
	戸	千羽	千羽	千羽
平成 29 年	2,350	176,366	136,101	57.9
30	2,200	181,950	139,036	63.2
31	2,120	182,368	141,792	66.9
令和 2	...	...	...	nc
3	1,880	180,918	140,697	74.8
4	1,810	180,096	137,291	75.9
5	1,690	169,810	128,579	76.1
6	1,640	168,599	129,729	79.1
7	...	...	...	nc
8	1,510	175,256	138,602	91.8

注：1 成鶏めす飼養羽数が1,000羽以上の飼養者（ひなのみ及び種鶏のみで、それぞれ1,000羽以上飼養する者を含む。）を調査の対象とした。
 2 採卵鶏の飼養戸数・羽数には、種鶏のみの飼養者を含まない。
 3 1戸当たり成鶏めす飼養羽数の算出に用いる採卵鶏の飼養戸数には、成鶏めすを飼養していない者を含む。

5 ブロイラーの飼養戸数・羽数及び出荷戸数・羽数

年次	飼養戸数	飼養羽数	1戸当たり飼養羽数	出荷戸数	出荷羽数	1戸当たり出荷羽数
	戸	千羽	千羽	戸	千羽	千羽
平成 29 年	2,310	134,923	58.4	2,320	677,713	292.1
30	2,260	138,776	61.4	2,270	689,280	303.6
31	2,250	138,228	61.4	2,260	695,335	307.7
令和 2	...	...	nc	...	...	nc
3	2,160	139,658	64.7	2,190	713,834	326.0
4	2,100	139,230	66.3	2,150	719,259	334.5
5	2,100	141,463	67.4	2,120	720,878	340.0
6	2,050	144,859	70.7	2,100	731,929	348.5
7	...	...	nc	...	...	nc
8	1,960	139,599	71.2	2,000	740,539	370.3

注：1 ブロイラーの年間出荷羽数が3,000羽以上の飼養者を調査の対象とした。
 2 各年次の2月1日現在でブロイラーの飼養実態がない場合でも、過去1年間に3,000羽以上のブロイラーの出荷があれば出荷戸数・羽数に含む。
 3 ブロイラーには、ふ化後3か月未満で肉用として出荷する鶏であれば、地鶏及び銘柄鶏も含む。

1 乳用牛及び肉用牛

(1) 乳用牛

乳用牛の全国農業地域別飼養戸数・頭数

区 分	単位	全 国	北 海 道	都 府 県	東 北	北 陸	関 東 ・ 東 山	東 海	近 畿	中 国	四 国	九 州	沖 縄
飼 養 戸 数													
実 数 令和 7 年	戸	11,300	4,970	6,350	1,550	204	1,960	436	310	483	227	1,120	65
8	"	10,800	4,800	6,050	1,480	182	1,860	412	293	461	218	1,070	65
対 前 年 比 8 / 7	%	95.6	96.6	95.3	95.5	89.2	94.9	94.5	94.5	95.4	96.0	95.5	100.0
対 全 国 比 令和 8 年	"	100.0	44.4	56.0	13.7	1.7	17.2	3.8	2.7	4.3	2.0	9.9	0.6
飼 養 頭 数													
実 数 令和 7 年	千頭	1,293.0	816.8	476.2	87.5	10.4	157.2	42.1	21.7	44.2	15.3	94.2	3.6
8	"	1,286.0	819.8	466.0	85.7	9.6	155.1	40.8	20.7	43.4	15.2	91.9	3.7
対 前 年 比 8 / 7	%	99.5	100.4	97.9	97.9	92.3	98.7	96.9	95.4	98.2	99.3	97.6	102.5
対 全 国 比 令和 8 年	"	100.0	63.7	36.2	6.7	0.7	12.1	3.2	1.6	3.4	1.2	7.1	0.3

注：沖縄の飼養頭数の対前年比は、小数第2位までの実数をもとに算出している。

(2) 肉用牛

肉用牛の飼養戸数・頭数（全国）

区 分	飼養戸数	飼 養 頭 数							1 戸当たり 飼養頭数
		計	肉用種	乳 用 種		小 計	ホルスタイン種他	交雑種	
				子取り用めす牛	肥育用牛				
実 数	戸	千頭	千頭	千頭	千頭	千頭	千頭	千頭	頭
令和 7 年	34,000	2,595.0	1,851.0	611.4	833.6	743.8	184.4	559.4	76.3
8	31,800	2,473.0	1,755.0	575.5	797.5	717.6	177.4	540.3	77.8
対 前 年 比 (%)									
8 / 7	93.5	95.3	94.8	94.1	95.7	96.5	96.2	96.6	102.0

肉用牛の全国農業地域別飼養戸数・頭数

区 分	単位	全 国	北 海 道	都 府 県	東 北	北 陸	関 東 ・ 東 山	東 海	近 畿	中 国	四 国	九 州	沖 縄
飼 養 戸 数													
実 数 令和 7 年	戸	34,000	2,030	32,000	8,110	289	2,260	934	1,210	1,810	530	14,800	2,060
8	"	31,800	1,970	29,900	7,410	271	2,140	891	1,180	1,700	491	13,800	2,000
対 前 年 比 8 / 7	%	93.5	97.0	93.4	91.4	93.8	94.7	95.4	97.5	93.9	92.6	93.2	97.1
対 全 国 比 令和 8 年	"	100.0	6.2	94.0	23.3	0.9	6.7	2.8	3.7	5.3	1.5	43.4	6.3
飼 養 頭 数													
実 数 令和 7 年	千頭	2,595.0	544.7	2,050.0	318.5	20.5	279.0	123.4	91.7	127.0	58.7	956.3	75.3
8	"	2,473.0	533.8	1,939.0	294.2	19.1	265.6	119.3	92.4	121.5	56.0	901.4	69.4
対 前 年 比 8 / 7	%	95.3	98.0	94.6	92.4	93.2	95.2	96.7	100.8	95.7	95.4	94.3	92.2
対 全 国 比 令和 8 年	"	100.0	21.6	78.4	11.9	0.8	10.7	4.8	3.7	4.9	2.3	36.4	2.8

肉用牛の総飼養頭数規模別飼養戸数・頭数（全国）

区 分	単位	飼 養 頭 数 規 模									
		計	1 ～ 4 頭	5 ～ 9	10 ～ 19	20 ～ 29	30 ～ 49	50 ～ 99	100 ～ 199	200 ～ 499	500頭 以上
飼 養 戸 数											
実 数 令和 7 年	戸	34,000	7,130	5,910	6,170	3,250	3,640	3,630	2,100	1,390	780
8	"	31,800	6,730	5,450	5,670	3,050	3,460	3,410	1,980	1,320	766
対 前 年 比 8 / 7	%	93.5	94.4	92.2	91.9	93.8	95.1	93.9	94.3	95.0	98.2
構 成 比 令和 8 年	"	100.0	21.2	17.1	17.8	9.6	10.9	10.7	6.2	4.2	2.4
飼 養 頭 数											
実 数 令和 7 年	千頭	2,595.0	19.3	43.3	92.4	85.1	150.2	271.7	315.1	447.2	1,171.0
8	"	2,473.0	17.9	40.0	84.8	79.2	142.5	255.1	295.5	422.2	1,136.0
対 前 年 比 8 / 7	%	95.3	92.7	92.4	91.8	93.1	94.9	93.9	93.8	94.4	97.0
構 成 比 令和 8 年	"	100.0	0.7	1.6	3.4	3.2	5.8	10.3	11.9	17.1	45.9

2 豚、採卵鶏及びブロイラー

(1) 豚

表7 豚の飼養戸数・頭数（全国）

区 分	飼養戸数	子取り用 めす豚の いる戸数	飼 養 頭 数					1 戸当たり 飼養頭数	子取り用 めす豚
			計	子取り用 めす豚	種おす豚	肥育豚	その他		
	戸	戸	千頭	千頭	千頭	千頭	千頭	頭	頭
実 数									
令和5年	3,370	2,640	8,956.0	791.8	26.8	7,512.0	625.4	2,657.6	299.9
6	3,130	2,390	8,798.0	758.3	24.8	7,362.0	653.1	2,810.9	317.3
8	2,880	2,230	8,756.0	743.3	22.3	7,309.0	681.5	3,040.3	333.3
対前回比 (%)									
8 / 6	92.0	93.3	99.5	98.0	89.9	99.3	104.3	108.2	105.0

表8 豚の全国農業地域別飼養戸数・頭数

区 分	単位	全 国	北海道	都府県	東 北	北 陸	関・東 ・ 東 山	東 海	近 畿	中 国	四 国	九 州	沖 縄
飼 養 戸 数													
実 数 令和5年	戸	3,370	191	3,180	413	108	884	281	48	70	120	1,060	195
6	"	3,130	186	2,950	389	97	837	273	45	68	120	945	174
8	"	2,880	160	2,720	380	93	778	253	43	61	107	864	143
対前回比 8 / 6	%	92.0	86.0	92.2	97.7	95.9	93.0	92.7	95.6	89.7	89.2	91.4	82.2
対全国比 令和8年	"	100.0	5.6	94.4	13.2	3.2	27.0	8.8	1.5	2.1	3.7	30.0	5.0
飼 養 頭 数													
実 数 令和5年	千頭	8,956.0	759.6	8,197.0	1,574.0	200.9	2,153.0	586.9	41.6	324.9	301.0	2,818.0	195.9
6	"	8,798.0	752.2	8,045.0	1,554.0	171.3	2,149.0	574.6	40.5	326.3	291.7	2,753.0	184.5
8	"	8,756.0	752.4	8,004.0	1,581.0	173.6	2,242.0	564.4	44.4	276.9	289.1	2,658.0	174.6
対前回比 8 / 6	%	99.5	100.0	99.5	101.7	101.3	104.3	98.2	109.6	84.9	99.1	96.5	94.6
対全国比 令和8年	"	100.0	8.6	91.4	18.1	2.0	25.6	6.4	0.5	3.2	3.3	30.4	2.0

表9 肥育豚の飼養頭数規模別飼養戸数・頭数（全国）

区 分	単位	計	肥 育 豚 飼 養 頭 数 規 模								肥育豚 な し
			小 計	1～99頭	100～ 299	300～ 499	500～ 999	1,000～ 1,999	2,000頭 以 上	3,000頭 以 上	
飼 養 戸 数											
実 数 令和5年	戸	3,240	3,040	292	269	280	627	603	972	646	196
6	"	3,000	2,860	249	295	224	577	607	910	621	136
8	"	2,760	2,640	200	287	220	470	579	881	591	122
対前回比 8 / 6	%	92.0	92.3	80.3	97.3	98.2	81.5	95.4	96.8	95.2	89.7
構 成 比 令和8年	"	100.0	95.7	7.2	10.4	8.0	17.0	21.0	31.9	21.4	4.4
飼 養 頭 数											
実 数 令和5年	千頭	8,921.0	8,542.0	21.3	90.3	133.1	521.0	1,023.0	6,753.0	5,873.0	378.9
6	"	8,764.0	8,419.0	45.1	102.8	120.5	498.4	1,018.0	6,634.0	5,817.0	344.7
8	"	8,725.0	8,412.0	24.3	112.4	131.5	442.7	1,051.0	6,650.0	5,899.0	313.3
対前回比 8 / 6	%	99.6	99.9	53.9	109.3	109.1	88.8	103.2	100.2	101.4	90.9
構 成 比 令和8年	"	100.0	96.4	0.3	1.3	1.5	5.1	12.0	76.2	67.6	3.6

注：1 学校、試験場等の非営利的な飼養者は含まない。

2 飼養頭数は、各階層の飼養者が飼養している全ての豚（子取り用めす豚、肥育豚、種おす豚及びその他（肥育用のもと豚等））の頭数である。

(2) 採卵鶏

採卵鶏の飼養戸数・羽数（全国）

区 分	採卵鶏の 飼養戸数	飼 養 羽 数				1 戸当たり 成鶏めす 飼養羽数
		計	採卵鶏 (種鶏を除く。)	成鶏めす (6 か月以上)	種鶏	
	戸	千羽	千羽	千羽	千羽	千羽
実 数						
令和 5 年	1,690	172,265	169,810	128,579	2,455	76.1
6	1,640	170,776	168,599	129,729	2,177	79.1
8	1,510	177,263	175,256	138,602	2,007	91.8
対 前 回 比 (%)						
8 / 6	92.1	103.8	103.9	106.8	92.2	116.1

注：1 成鶏めす飼養羽数が1,000羽以上の飼養者（ひなのみ及び種鶏のみで、それぞれ1,000羽以上飼養する者を
含む。）を調査の対象とした。

2 採卵鶏の飼養戸数・羽数には、種鶏のみの飼養者を含まない。

3 1 戸当たり成鶏めす飼養羽数の算出に用いる採卵鶏の飼養戸数には、成鶏めすを飼養していない者を含む。

採卵鶏の全国農業地域別飼養戸数・羽数

区 分	単位	全 国	北 海 道	都 府 県	東 北	北 陸	関 東 ・ 東 山	東 海	近 畿	中 国	四 国	九 州	沖 縄
飼 養 戸 数													
実 数 令和 5 年	戸	1,690	52	1,640	140	71	424	256	138	132	106	331	37
6	〃	1,640	56	1,580	141	64	404	257	136	123	94	328	34
8	〃	1,510	52	1,460	131	59	382	241	117	112	86	293	38
対 前 回 比 8 / 6	%	92.1	92.9	92.4	92.9	92.2	94.6	93.8	86.0	91.1	91.5	89.3	111.8
対 全 国 比 令和 8 年	〃	100.0	3.4	96.7	8.7	3.9	25.3	16.0	7.7	7.4	5.7	19.4	2.5
飼 養 羽 数													
実 数 令和 5 年	千羽	169,810	6,311	163,499	23,028	7,537	46,821	24,392	8,643	19,533	8,568	23,459	1,518
6	〃	168,599	5,670	162,929	23,516	6,170	47,968	23,875	8,009	22,075	8,284	21,601	1,431
8	〃	175,256	6,501	168,755	24,136	5,640	52,567	24,151	7,310	21,979	8,013	23,598	1,361
対 前 回 比 8 / 6	%	103.9	114.7	103.6	102.6	91.4	109.6	101.2	91.3	99.6	96.7	109.2	95.1
対 全 国 比 令和 8 年	〃	100.0	3.7	96.3	13.8	3.2	30.0	13.8	4.2	12.5	4.6	13.5	0.8

(3) ブロイラー

ブロイラーの飼養戸数・羽数及び出荷戸数・羽数（全国）

区 分	飼養戸数	飼養羽数	1 戸当たり 飼養羽数	出荷戸数	出荷羽数	1 戸当たり 出荷羽数
	戸	千羽	千羽	戸	千羽	千羽
実 数						
令和 5 年	2,100	141,463	67.4	2,120	720,878	340.0
6	2,050	144,859	70.7	2,100	731,929	348.5
8	1,960	139,599	71.2	2,000	740,539	370.3
対 前 回 比 (%)						
8 / 6	95.6	96.4	100.7	95.2	101.2	106.3

ブロイラーの全国農業地域別出荷戸数・羽数

区 分	単位	全 国	北海道	都府県	東 北	北 陸	関・東 東 山	東 海	近 畿	中 国	四 国	九 州	沖 縄
出 荷 戸 数													
実 数 令和 5 年	戸	2,120	8	2,110	453	13	123	58	72	65	197	1,120	14
6	〃	2,100	8	2,100	454	13	123	53	62	66	195	1,110	15
8	〃	2,000	8	1,990	432	13	109	47	65	62	183	1,060	15
対 前 回 比 8／6	%	95.2	100.0	94.8	95.2	100.0	88.6	88.7	104.8	93.9	93.8	95.5	100.0
対 全 国 比 令和 8 年	〃	100.0	0.4	99.5	21.6	0.7	5.5	2.4	3.3	3.1	9.2	53.0	0.8
出 荷 羽 数													
実 数 令和 5 年	千羽	720,878	38,209	682,669	167,335	7,257	27,283	17,553	16,235	47,986	31,013	364,495	3,512
6	〃	731,929	39,181	692,748	179,829	7,450	28,234	17,280	16,579	48,269	30,830	360,575	3,702
8	〃	740,539	36,434	704,105	183,944	7,009	26,114	17,154	14,377	43,404	30,904	376,635	4,564
対 前 回 比 8／6	%	101.2	93.0	101.6	102.3	94.1	92.5	99.3	86.7	89.9	100.2	104.5	123.3
対 全 国 比 令和 8 年	〃	100.0	4.9	95.1	24.8	0.9	3.5	2.3	1.9	5.9	4.2	50.9	0.6

食料需給表 令和7年度 令和8年8月 農林水産省大臣官房政策課 食料安全保障室

(1) 令和7年度食料需給表(概算値)

人口 123,050千人 (令和7年10月1日現在)
純旅客 1,209千人 (推計値)

国	内 外 国 貿 易	在 庫 の 増 減 量	国内消費	仕 向 量										内 訳	1 人 当 たり 供 給 純 食 料				純食料100g中の栄養成分量			
				輸入量	輸出量	加工用	種子用	飼料用	純派客用	減耗量	粗 数	1人1年 食 当 たり	1人1日 食 当 たり		歩留り %	純食料 数	数	量	熱 量	たんぱく質	脂 質	
1. 穀 類	9,357	24,361	82	32,227	14,565	82	4,399	128	321	12,733	102.5	280.7	83.6	10,650	86.6	287.1	813.6	18.6	3.0	7.8	1.3	
a. 米	8,043	1,031	82	8,000	254	45	268	72	149	7,212	58.6	100.6	88.8	6,404	52.0	142.6	487.6	8.7	1.3	342.0	6.1	
	(a)	(232)		518	518					(6,170)				(6,170)		(37.5)	(1.2)	(8.9)	(1.2)		0.9	
b. 小 麦	1,031	5,651	0	6,587	901	21	268	53	162	5,182	42.1	115.4	78.0	4,042	32.8	90.0	310.5	9.4	1.6	345.0	10.5	
c. 大 豆	212	1,636	0	2,122	958	4	807	1	0	2	78	0.6	1.7	36	0.3	0.8	2.6	0.1	0.0	329.0	6.7	
d. 麦 類	17	18	0	3	32	0	0	0	1	25	0.2	0.6	57.0	0.1	0.3	1.0	0.0	0.0	0.0	329.0	6.7	
e. とうもろこし	16	15,605	0	3,160	12,338	2	3,650	0	0	112	0.9	2.5	65.4	73	0.6	1.6	5.7	0.1	0.0	348.5	8.2	
f. その他	72	2	0	70	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	75.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	348.0	9.5	
g. その他	38	1,438	0	1,353	44	0	0	0	0	124	1.0	2.8	65.3	81	0.7	1.8	6.1	0.2	0.1	337.9	11.7	
2. 肉 類	2,809	1,333	18	4,124	4	130	945	30	107	2,908	23.6	64.7	90.2	2,623	21.3	58.4	41.3	1.0	0.1	70.7	1.7	
a. 牛 肉	699	28	10	7,117	2	119	192	5	3	504	4.1	11.2	91.0	499	3.7	10.2	12.9	0.1	0.0	126.0	1.2	
b. 豚 肉	2,103	1,365	8	3,468	10	110	738	25	100	2,803	15.5	42.5	100.0	2,803	15.5	42.5	100.0	0.0	0.0	329.0	1.8	
c. 鶏 肉	3,255	3,410	8	4,146	74	11	2,868	121	67	1,159	9.4	25.8	97.2	1,126	9.1	25.1	99.4	7.8	5.2	306.5	31.1	
d. 魚 類	261	3,367	8	2,195	74	9	2,754	10	67	901	7.3	20.1	100.0	901	7.3	20.1	79.7	6.7	4.3	397.2	21.4	
e. その他	64	2,43	0	12,921	0	2	52	2	0	258	2.1	5.7	87.2	225	1.9	5.0	19.7	1.1	0.9	393.9	22.7	
5. 野 菜 類	9,941	2,969	19	0	0	0	0	123	1,369	11,429	92.9	254.5	86.8	9,925	80.7	221.0	60.3	2.8	0.5	27.3	1.2	
a. 緑 黄 色 の 野 菜	2,169	1,514	3	3,681	0	0	0	34	379	3,268	27.8	72.8	91.0	2,973	24.2	66.2	18.3	0.8	0.1	27.1	1.2	
b. その他	7,772	1,455	17	9,240	0	0	0	89	990	8,161	65.3	181.7	85.2	6,952	56.5	154.8	42.0	1.9	0.3	27.1	1.2	
6. 果 物 類	2,310	3,893	08	6,140	0	0	16	58	1,027	5,039	41.0	112.2	73.1	3,681	29.9	82.0	62.4	0.9	1.7	76.1	1.1	
a. う ゐ し ゅ う み ん かん	656	0	1	664	0	0	0	6	100	558	4.5	12.4	75.0	419	3.4	9.3	4.5	0.1	0.0	48.0	0.6	
b. かん じ ゅ う 果 物	1,077	419	21	1,496	0	0	0	42	828	1,417	10.7	28.3	66.8	828	10.7	28.3	66.8	0.9	0.7	52.1	0.5	
c. その他	3,504	3,088	25	6,400	0	0	0	64	132	3,604	29.2	74.0	66.2	4,240	34.5	94.4	181.8	17.6	13.1	102.6	18.6	
7. 肉 類	5,000	1,796	18	9,199	0	0	0	12	24	1,163	9.5	25.9	63.0	733	6.0	16.3	42.6	2.7	3.7	291.2	16.6	
a. 牛 肉	3,276	3	1	0	0	0	0	26	53	2,583	21.0	57.5	63.0	1,627	13.2	36.2	77.8	6.6	5.9	214.7	18.1	
b. 豚 肉	1,281	1,796	3	Δ 8	2,662	0	0	26	54	2,605	21.2	58.0	71.0	1,850	15.1	41.2	60.3	8.2	3.3	146.3	19.9	
c. 鶏 肉	1,716	957	4	Δ 16	2,685	0	0	0	1	50	0.4	1.1	54.0	27	0.2	0.6	1.1	0.1	0.1	180.5	18.8	
d. その他	5	49	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	100.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	100.0	12.7	
e. その他	2	0	0	Δ 1	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	100.0	0.2	0.2	0.2	0.5	0.1	0.1	510.0	12.4	
8. 卵 類	2,432	115	22	2,523	0	85	0	0	24	2,367	19.2	52.7	85.0	2,012	16.4	44.8	63.6	5.5	4.6	142.0	10.2	
a. 牛 乳 及 び 乳 製 品	4,167	69	202	11,291	72	0	0	109	261	10,819	88.2	241.6	100.0	10,819	88.2	241.6	152.2	7.7	8.9	63.0	3.2	
b. 農 家 自 家 用	356	0	0	345	368	0	0	0	0	16	0.1	0.4	100.0	16	0.1	0.4	0.2	0.0	0.0	63.0	3.2	
c. 飲 用 用 途 向 け	3,781	0	8	3,773	37	0	0	37	38	3,698	30.1	82.3	100.0	3,698	30.1	82.3	51.9	2.6	3.0	63.0	3.2	
d. 乳 製 品 向 け	3,571	4,167	202	7,475	45	0	0	72	223	7,135	58.0	158.9	100.0	7,135	58.0	158.9	100.1	5.1	5.9	63.0	3.2	
7. 全 脂 乳 牛 乳	395	29	1	395	395	0	0	0	0	29	0.2	0.6	100.0	29	0.2	0.6	2.0	0.0	0.1	311.4	7.7	
8. 脱 脂 乳 牛 乳	3	1	0	4	0	0	0	0	0	0	0.0	0.1	100.0	4	0.0	0.1	0.2	0.0	0.0	270.0	10.3	
9. 全 脂 乳 牛 乳	3	1	0	4	0	0	0	0	0	0	0.0	0.1	100.0	4	0.0	0.1	0.2	0.0	0.0	270.0	10.3	
10. 脱 脂 乳 牛 乳	10	5	0	15	0	0	0	0	0	15	0.1	0.3	100.0	15	0.1	0.3	1.6	0.1	0.1	490.0	25.5	
a. 全 脂 乳 牛 乳	161	6	0	149	0	1	0	1	0	141	1.1	3.1	100.0	141	1.1	3.1	11.1	1.1	0.0	354.0	34.0	
b. 脱 脂 乳 牛 乳	28	0	0	28	28	0	0	0	0	0	0.0	0.0	100.0	28	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	510.0	12.4	
c. 脱 脂 乳 牛 乳	22	0	0	22	0	0	0	0	0	22	0.2	0.5	100.0	22	0.2	0.5	2.5	0.1	0.1	510.0	12.4	
d. 脱 脂 乳 牛 乳	4	0	0	4	0	0	0	0	0	4	0.0	0.0	100.0	4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	390.2	0.0	
e. 脱 脂 乳 牛 乳	210	0	0	292	0	0	0	3	0	290	2.1	6.5	100.0	290	2.1	6.5	23.0	1.7	1.9	356.0	25.8	
f. その他	77	15	7	85	15	0	0	1	0	84	0.7	1.9	100.0	84	0.7	1.9	13.3	1.0	1.5	710.0	82.0	
10. 魚 介 類	3,195	3,999	728	6,028	1,430	0	445	0	445	4,553	37.0	101.4	52.5	2,399	19.4	53.2	70.8	10.5	3.6	133.0	19.7	
a. 生 鮮 ・ 冷 凍	1,121	3	0	858	610	0	0	0	0	1,323	10.8	29.5	52.5	695	5.6	15.5	20.6	3.0	1.0	133.0	19.7	
b. 塩 干 ・ 干 貝 類 ・ その他	1,850	50	1	3,001	0	0	29	0	3	2,972	24.2	66.2	52.5	1,560	12.7	34.7	46.2	6.8	2.3	133.0	19.7	
c. 干 貝 類	1,121	143	4	261	0	0	0	0	0	258	2.1	5.7	52.5	135	1.1	3.0	4.0	0.6	0.2	133.0	19.7	
d. 魚 介 類	765	648	34	1,430	1,430	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	133.0	19.7	
11. 油 類	77	42	2	117	0	0	15	1	0	101	0.8	2.2	100.0	101	0.8	2.2	5.2	0.6	0.1	231.5	27.8	
a. 豆 油	1,391	0	0	1,391	0	0	0	0	0	2,047	16.6	45.6	100.0	2,047	16.6	45.6	177.9	0.0	0.0	390.2	0.0	
b. 菜 油	1,801	24	2	2,075	1	0	1,301	0	17	2,015	16.1	44.8	100.0	2,013	16.1	44.8	175.2	0.0	0.0	391.0	0.0	
c. 全 体	31	16	0	6	13	0	24	0	0	3	0.3	0.7	100.0	3	0.3	0.7	2.4	0.0	0.0	392.0	1.7	
d. 全 体	87	123	0	197	134	0	60	0	0	31	0.3	0.3	100.0	31	0.3	0.3	0.2	0.0	0.0	272.0	2.5	
13. 油 類	1,917	927	47	2,758	91	0	410	223	13	2,222	18.1	49.5	71.2	1,582	12.9	35.2	312.3	0.0	0.0	886.5	0.0	
a. 植 物 油	1,599	907	19	Δ 5	2,492	0	306	21	13	2,152	17.5	47.9	71.3	1,533	12.5	34.1	302.6	0.0	34.1	886.5	0.0	
b. 豆 油	520	2	2	518	0	0	37	5	3	483	3.9	10.8	73.0	353	2.9	7.9	69.6	0.0	7.9	885.0	0.0	
c. 菜 油	877	22	5	894	0	0	56	8	5	825	6.7	18.4	72.3	596	4.8	13.3	117.7	0.0	13.3	887.0	0.0	
d. 菜 油	40	0	0	40	0	0	17	0	0	23	0.2	0.5	83.7	19	0.2	0.4	3.8	0.0	0.0	889.0	0.0	
e. その他	202	843	13	1,030	8	0	196	8	5	821	6.7	18.3	68.8	565	4.6	12.6	111.6	0.0	12.6	887.3	0.0	
f. 菜 油	318	14	0	246	91	0	184	0	0	70	0.6	1.6	85.6	0	0.6	1.6	4.0	0.0	0.0	883.0	0.1	
g. 菜 油	17	258	0	Δ 11	265	0	163	0	0	141	1.1	3.1	100.0	141	1.1	3.1	11.1	0.0	0.0	510.0	12.4	
h. 菜 油	66	17	0	83	46	0	0	0	0	19	0.2	0.4	66.9	13	0.1	0.3	2.5	0.0	0.3	889.0	0.2	
i. その他	191	3	2	Δ 60	132	45	35	1	0	51	0.4	1.1	70.6	36	0.3	0.8	7.1	0.0	0.8	885.0	0.0	
14. 油 類	485	0	24	6	455	0	4	0	4	450	3.7	10.0	100.0	450	3.7	10.0	18.2	1.3	0.6	182.0	12.5	
15. その他	688	4	61	Δ 1	0	0	0	6	2	604	4.9	13.4	100.0	604	4.9	13.4	10.2	1.0	0.0	76.0	7.1	
16. その他	2,400	1,675	0	4,076	2,970	0	438	7	26	635	5.2	14.1	89.4	568	4.6	12.6	16.4	0.9	0.7	129.4	7.1	
17. 合 計	441	60	0</																			

(注1) 穀類及び小麦、及び「飼料用」欄の下位の数は、年度更新等に供する飼料用の政府仕入れの数量であり、それ以外である。
 (注2) 肉類並びに皮、及び「飼料用」欄の下位の数は、年度更新等に供する飼料用の政府仕入れの数量であり、それ以外である。
 (注3) 牛乳及び乳製品について、「輸入品」、「国内消費品」として供する飼料用の政府仕入れの数量であり、それ以外である。

(参考 1)

○ 国民 1 人・1 年当たり供給純食料及び国内生産量の前年度比較

類別・品目別	1人・1年当たり供給純食料(kg)				国内生産量(千トン)			
	6年度	7年度	増減量	増減率	6年度	7年度	増減量	増減率
穀類	87.1	86.6	▲ 0.5	▲ 0.7%	9,138	9,357	219	2.4%
米	53.3	52.0	▲ 1.3	▲ 2.3%	7,868	8,043	175	2.2%
小麦	32.3	32.8	0.5	1.7%	1,029	1,031	2	0.2%
いも類	21.0	21.3	0.3	1.4%	3,012	2,809	▲ 203	▲ 6.7%
かんしょ	3.7	3.7	0.0	2.2%	717	699	▲ 18	▲ 2.5%
ばれいしょ	17.4	17.6	0.2	1.3%	2,295	2,110	▲ 185	▲ 8.1%
でん粉	15.4	15.4	0.0	▲ 0.3%	2,240	2,181	▲ 59	▲ 2.6%
豆類	8.9	9.2	0.3	2.5%	321	325	4	1.2%
大豆	7.1	7.3	0.2	3.0%	252	261	9	3.6%
野菜	82.8	80.7	▲ 2.1	▲ 2.6%	10,391	9,941	▲ 450	▲ 4.3%
果実	30.3	29.9	▲ 0.4	▲ 1.4%	2,239	2,310	71	3.2%
うんしゅうみかん	3.1	3.4	0.3	11.2%	560	656	96	17.1%
りんご	6.5	6.1	▲ 0.4	▲ 7.2%	609	577	▲ 32	▲ 5.3%
肉類	34.3	34.5	0.2	0.4%	3,502	3,504	2	0.1%
牛肉	5.9	6.0	0.1	0.2%	505	500	▲ 5	▲ 1.0%
豚肉	13.2	13.2	0.0	0.1%	1,278	1,281	3	0.2%
鶏肉	14.9	15.0	0.1	0.8%	1,712	1,716	4	0.2%
鶏卵	16.4	16.4	0.0	▲ 0.4%	2,470	2,432	▲ 38	▲ 1.5%
牛乳・乳製品	90.7	88.2	▲ 2.5	▲ 2.8%	7,373	7,395	22	0.3%
魚介類	21.2	19.4	▲ 1.8	▲ 8.4%	3,317	3,195	▲ 122	▲ 3.7%
海藻類	0.7	0.8	0.1	16.8%	64	77	13	20.3%
砂糖類	16.8	16.6	▲ 0.2	▲ 1.1%	1,838	1,832	▲ 6	▲ 0.3%
油脂類	12.8	12.9	0.1	0.6%	1,927	1,917	▲ 10	▲ 0.5%
植物油脂	12.4	12.5	0.1	0.9%	1,603	1,599	▲ 4	▲ 0.2%
動物油脂	0.4	0.4	0.0	▲ 7.0%	324	318	▲ 6	▲ 1.9%
みそ	3.5	3.7	0.2	5.8%	458	485	27	5.9%
しょうゆ	5.0	4.9	▲ 0.1	▲ 1.8%	679	668	▲ 11	▲ 1.6%
その他食料	4.4	4.6	0.2	5.0%	2,298	2,400	102	4.4%
きのこ類	3.3	3.3	0.0	1.9%	434	441	7	1.6%

(注) 1. 米の在庫取崩し分を含んだ国産米供給量は、6年度8,317千トン(うち在庫取崩し量449千トン)、7年度7,601千トン(同▲442千トン)

2. 「砂糖類」の国内生産量は、「精糖」及び「含みつ糖」の合計。

(参考４)

○ 食料自給率の推移（重量ベース）

(単位：％)

		昭 和 40年度	50	60	平成 7年度	17	27	29	30	令和 元年度	2	3	4	5	6	7年度 (概算)
品 目 別 自 給 率	米	95	110	107	104	95	98	96	97	97	97	98	99	99	97	95
	小麦	28	4	14	7	14	15	14	12	16	15	17	15	17	16	16
	大麦・はだか麦	73	10	15	8	8	9	9	9	12	12	12	12	12	9	12
	いも類	100	99	96	87	81	76	74	73	73	73	72	70	73	71	68
	かんしょ	100	100	100	100	93	94	94	95	95	96	95	96	97	97	97
	ばれいしょ	100	99	95	83	77	71	69	67	68	68	67	65	68	66	62
	豆類	25	9	8	5	7	9	9	7	7	8	8	7	8	8	8
	大豆	11	4	5	2	5	7	7	6	6	6	7	6	7	7	7
	うち食用	35	14	24	12	21	25	25	20	20	20	24	23	24	23	24
	野菜	100	99	95	85	79	80	79	78	80	80	80	79	80	78	77
	果実	90	84	77	49	41	41	40	38	38	38	39	39	38	36	38
	うんしゅうみかん	109	102	106	102	103	100	100	103	102	103	101	99	99	93	99
	りんご	102	100	97	62	52	59	57	60	56	61	58	59	58	57	59
	肉類(鯨肉を除く)	90 (42)	77 (16)	81 (13)	57 (8)	54 (8)	54 (9)	52 (8)	51 (7)	52 (7)	53 (7)	53 (8)	53 (8)	53 (8)	53 (8)	53 (7)
	牛肉	95 (84)	81 (43)	72 (28)	39 (11)	43 (12)	40 (12)	36 (10)	36 (10)	35 (9)	36 (9)	38 (10)	39 (11)	40 (12)	42 (12)	42 (11)
	豚肉	100 (31)	86 (12)	86 (9)	62 (7)	50 (6)	51 (7)	49 (6)	48 (6)	49 (6)	50 (6)	49 (6)	49 (6)	49 (6)	48 (6)	48 (5)
	鶏肉	97 (30)	97 (13)	92 (10)	69 (7)	67 (8)	66 (9)	64 (8)	64 (8)	64 (8)	66 (8)	65 (9)	64 (8)	65 (8)	64 (8)	64 (7)
	鶏卵	100 (31)	97 (13)	98 (10)	96 (10)	94 (11)	96 (13)	96 (12)	96 (12)	96 (11)	97 (13)	97 (13)	97 (13)	96 (13)	97 (12)	96 (11)
	牛乳・乳製品	86 (63)	81 (44)	85 (43)	72 (32)	68 (29)	62 (27)	60 (26)	59 (25)	59 (25)	61 (26)	63 (27)	62 (27)	63 (29)	63 (29)	65 (30)
	魚介類	100	99	93	57	51	55	52	55	53	55	58	54	53	52	53
	うち食用	110	100	86	59	57	59	56	59	55	57	59	56	54	52	53
	海藻類	88	86	74	68	65	70	69	68	65	70	68	67	65	62	66
	砂糖類	31	15	33	31	34	33	32	34	34	36	36	34	25	32	32
	油脂類	31	23	32	15	13	12	13	13	13	14	14	14	15	15	14
	きのこ類	115	110	102	78	79	88	88	88	88	89	89	89	89	88	88
飼 料 用 を 含 む 穀 物 全 体 の 自 給 率		62	40	31	30	28	29	28	28	28	28	29	29	30	29	28
主 食 用 穀 物 自 給 率		80	69	69	65	61	61	59	59	61	60	61	61	63	61	59
供 給 熱 量 ベ ー ス の 総 合 食 料 自 給 率		73	54	53	43	40	39	38	37	38	37	38	38	38	38	37
生 産 額 ベ ー ス の 総 合 食 料 自 給 率		86	83	82	74	70	66	66	66	66	67	63	58	61	64	66
摂 取 熱 量 ベ ー ス の 食 料 自 給 率		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	45	46	45
飼 料 自 給 率		55	34	27	26	25	28	26	25	25	25	26	26	27	26	24
供 給 熱 量 ベ ー ス の 食 料 国 産 率		76	61	61	52	48	48	47	46	46	46	47	47	47	47	46
生 産 額 ベ ー ス の 食 料 国 産 率		90	87	85	76	73	70	70	69	70	71	69	65	67	69	71

○ 諸外国の食料自給率等

(参考６)

① 諸外国の国民１人・１年当たり供給食料（2023年）（試算）

(単位：kg)

	年	穀 類	いも類	豆 類	野菜類	果実類	肉 類	卵 類	牛乳・乳製品	魚介類	砂糖類	油脂類
アメリカ	2023	132.6	58.2	8.6	129.1	181.2	122.1	15.6	262.3	21.9	33.3	25.4
カナダ	2023	140.8	82.0	7.0	114.5	137.1	94.8	15.9	268.3	20.8	37.1	33.7
ドイツ	2023	101.7	71.7	3.9	175.8	113.0	70.7	15.9	324.2	13.0	32.6	25.4
スペイン	2023	117.6	60.1	8.5	110.2	129.9	100.8	15.4	219.2	36.8	30.5	29.7
フランス	2023	128.9	53.5	6.2	112.8	119.6	80.3	13.1	393.2	32.6	33.0	20.3
イタリア	2023	157.0	48.4	8.1	120.5	138.7	71.2	13.1	292.4	29.4	35.5	33.2
オランダ	2023	142.8	77.1	4.9	125.7	181.5	71.6	17.9	368.7	19.1	37.5	22.2
スウェーデン	2023	130.6	61.8	6.9	158.6	106.6	68.4	10.4	313.8	30.6	30.9	9.6
イギリス	2023	156.0	72.3	4.4	165.7	106.3	84.4	10.8	273.7	17.7	29.5	19.2
スイス	2023	138.4	44.6	3.8	146.9	130.0	64.0	12.8	356.1	16.5	28.4	27.1
オーストラリア	2023	118.3	70.1	15.1	160.6	103.8	116.8	7.6	275.1	24.2	33.4	26.5
日 本	2023	98.4	22.6	8.7	97.4	42.6	51.3	19.2	90.1	40.1	16.7	17.9
	2024	102.9	23.3	9.2	95.2	41.6	51.8	19.3	90.7	39.5	16.8	18.0
	2025	102.5	23.6	9.4	92.9	41.0	52.0	19.2	88.2	37.0	16.6	18.1

◇

☆事務局だより

9月17日(木)にベイサイドホテルアジュール竹芝(東京)で、第3回理事会・ブロック長会合同会議及び令和8年度専門委員会・メーカーとの意見交換会を開催しました。

○第3回理事会・ブロック長会合同会議

当日開催される専門委員会に先立ち、各ブロックで開催された専門委員会・メーカーとの意見交換会で出された課題、取組み、今後の対応策をとりまとめることを確認しました。また、認定販売員等を対象とした認定更新研修及び新規認定研修の実施状況、動薬手帳2027年版(動薬ハンドブック)の作成、コードの整備に関する今後の取組み等を確認しました。

令和8年度第3回理事会・ブロック長会合同会議
令和8年度専門委員会タイムスケジュール

日時 令和8年9月17日(木)
場所 ホテルアジュール竹芝

○ 令和8年度第3回理事会・ブロック長会合同会議 13:00~14:15

報告事項・協議事項

○ 令和8年度専門委員会

1 分野別専門委員会(賛助会員と意見交換) 14:30-16:30

各委員会委員長挨拶

報告事項 各ブロックでの内容報告

協議事項 課題・具体的対応・中長期で取り組むべきこと

2 専門委員会(全体会議) 16:45-17:45

分野別専門委員会の報告(課題・取組み、中長期計画)

農林水産省からのコメント・説明等

今後の対応等まとめ(報告書作成、国との意見交換会等)

理事長挨拶

終了後 懇親会 18:00-19:45

○令和8年度専門委員会・メーカーとの意見交換会

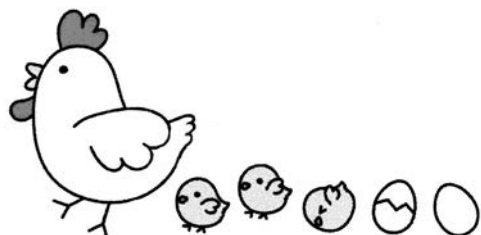
全国6ブロックから、畜産薬、小動物薬及び水産薬それぞれの専門委員16名（ホームページの委員一覧を参照）、理事・ブロック長及16名及びメーカー各社から34名が集まり、各分野別の専門委員会を開催し、その後、全分野の委員等による合同会議を開催しました。

全国6ブロックの専門委員から、動物薬をめぐる供給・販売、情報提供、物流、緊急時対応・体制、人材確保等に関して報告があり、業界全体で情報共有し、動物薬が現場の業務の円滑化、効率化、それによる関係者の負担軽減などを期して、議論が交わされました。

また、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課から、柳澤課長補佐、保坂課長補佐他4名が出席され、「電子指示書システム操作講習会」（別添資料^{※1}）についての説明、専門委員からの報告に対する意見等がありました。（資料抜粋）

（※1 別添資料は次頁以降p23.24参照）

今後、専門委員会では出された情報、意見、今後の取り組みなどをはじめ報告書にまとめ、会員・賛助会員中心に情報共有し、事業効果を上げる予定です。



○ 動薬手帳2027年版（動薬ハンドブック）の予約申込を受け付け

毎年度、農林水産省及びメーカー各社のご協力を得て、11月末に刊行する「動薬手帳2027年版」の予約申し込みの受け付けを開始しました。（詳細は別添チラシを参照。）

動薬手帳2027年版

（動薬ハンドブック）



I 法規編 法律、規則、省令等

II 製剤編 (2,000品目余掲載)

1 一般薬製剤
畜水産：牛用、馬用、豚用、鶏用、水産用、養蜂用、畜舎等

C A：犬・猫用、觀賞魚用畜舎、診断薬

2 生物学的製剤 ワクチン、血清、診断薬

3 再生医療等製品

III 公官庁、団体、会員、賛助会員一覧

B6変形判 112×154mm

令和8年11月末刊行

お申込はお早めに！

【 価 格 】		1,300円（税別）	1,430円（税別）
		10月2日（金）までにお申込の場合	1,200円（税別）
【 送 料 】		注 文 数	1～2冊
		会員・賛助会員	300円（税別）
		会員・賛助会員以外	430円（税別）
		3～4冊	300円（税別）
		5冊以上	無 料
		5冊以上	1,100円（税別）

【支払い方法】 商品に同封の請求書（納品書）により振込（申込書用）。

【購入申込方法】 申込書等を下記にメール又はFAX。

一般社団法人 全国動物薬品器材協会 〒113-0034 東京都文京区湯島3-20-9 協賛会館3F
 TEL: 03-5812-4177 FAX: 03-3834-5440
 Mail: zdk2m@jadida.or.jp zdk1s@jadida.or.jp

○JRA畜産振興事業「令和8年度畜産用医薬品等情報収集提供・コード統一促進事業」動き

・第1回研修強化委員会

令和8年8月2日（金）にトラストシティカンファレンスセンター（東京）で開催しました。

・畜産用医薬品等コード統一化推進

コード整備委員会・部会を開催し、ディーラー各社で動物用医薬品、器具、資材等の受発注や在庫管理等に用いられている商品マスター及びコードが付されていない商品等の情報を収集し、商品マスターモデル構想の構築等に取り組む予定です。

無料

令和8年度 電子指示書システム操作講習会

獣医師様

開催概要



日時：全7回開催 ※各回定員20名、各回同一内容
①10/1(木), ②10/7(水), ③10/23(金), ④10/28(水)
⑤11/18(水)
⑥12/9(水)
⑦2/10(水)

【全日程共通タイムスケジュール】

13:15 Teams会議（オンライン会議）開場
13:30 講習会開始
16:30 終了（質疑応答含む）



対象者：牛・豚・鶏の産業動物獣医師の方



実施形式：ハンズオン形式

- ・説明を聞きながら実際にシステムを操作する受講形式です
- ・ハンズオンなしの聴講のみでもご参加可能です



用意するもの：パソコン(推奨)

- ・タブレットでも参加可能ですが操作画面はPC版となります

講習内容

- ・電子指示書システムの概要
- ・アカウント取得/ログイン方法
- ・システム全般の基本的な使用方法
(指示書の作成方法など)
- ・集計機能など活用方法について

参加申込

※各回開催日の14日前または定員に達し次第〆切

ご参加希望の方は以下のMicrosoft formsより
お申込みください。

<https://forms.cloud.microsoft/r/QRvdcnacdjk>



お問い合わせ先

農林水産省
消費・安全局 畜水産安全管理課 薬剤耐性対策班
メール：denshishijisho_admin@maff.go.jp

電子指示書システムとは

獣医師が発行する要指示医薬品の指示書を電子化し、獣医師・生産者・販売店の間で行われる指示書の発行・受領、医薬品の販売・購入、使用記録の管理までをシステム上で一元的に実施できる仕組みです。なお、電子指示書システムは無料でご利用いただけます。

指示書作成画面

集計・分析画面



無才

電子指示書システム操作講習会

販売店様

陈长智

陷内習譚

- 日時：全3回開催
①12/16(水)
②R9 1/27(水)、③2/17(水)
※各回定員20名、各回同一内容

- ・電子指示書システムの概要
- ・アカウント取得/ログイン方法
- ・システム全般の基本的な使用方法
(指示書の確認、帳票など)

4日前または定員

ご参加希望の方は以下のMicrosoft formsより
お申込みください。
<https://forms.cloud.microsoft/r/Ri6pzejpXL>

对家看：動物用医薬品販売店の方

実施形式：八人オムニ形式

- ・ハンズオンなしの聴講のみでもご参加可能です

出費9万もの：ハッシュ(推奨)

そのうち、米と米の多量消費は、

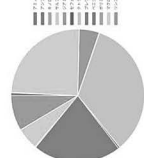
お同い目だ先

消費・安全局 畜水産安全管理課 薬剤耐性対策班
 メール: denshishijisho_admin@maff.go.jp

電子指示書システムとは

※ 獣医師が発行する要指示医薬品の指示書を電子化し、獣医師・生産者・販売店の間で行われる指示書の発行・受領、医薬品の販売・購入、使用記録の管理までをシステム上で一元的に実施できる仕組みです。なお、電子指示書システムは無料でご利用いただけます。

集計・分析画面

[illegible]

○協会主催「認定更新研修」

昨年度から全国統一でWEB研修を開始。今年度は受講期間は8月21日から9月17日まで、285名（昨年度495名）が受講し、すべての科目を受講した者の認定を更新。

○協会主催「新規認定研修」

9月1日から受け付け開始。今年度は研修会を11月11・12日に御茶ノ水ソラシティ（東京御）で開催し、その後、WEB研修を開催予定です。

2026(令和8)年度 新規認定研修会 科目一覧 講義日程

研修会：令和8年11月11日(水)・12日(木) 御茶ノ水ソラシティカンファレンスセンター

Web研修：受講期間11月26日(木)～12月7日(月)、試験期間11月30日(月)～12月7日(月)

No.	時間	科目	講師（所属）敬称略
第1日 11月11日(水)			
1 試	10:20～ 11:50	<関係法規>① 医薬品医療機器等法の解説	柳澤 洋喜（農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課 薬事監視指導班 課長補佐）
	12:00～12:50	○昼食○	
2 試	13:00～ 13:50	<関係法規>③ 獣医師法・獣医療法の解説	鴨川 まり（農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課 小動物獣医療企画係長）
3 試	14:00～ 14:50	<動物用医薬品等>① 動物薬の基礎	味戸 忠春 （日本獣医生命科学大学 教授）
4 試	15:00～ 15:50	<関係法規>② 家畜伝染病予防法の解説	松井 裕佑（農林水産省 消費・安全局 動物衛生課 課長補佐）
5	16:00～ 16:50	<獣医療関係業務>① 小動物獣医療業務の現場の一年	佐伯 潤 （大阪府獣医師会会長・帝京科学大学教授）
	17:30～19:30	○情報交換会○	
第2日 11月12日(木)			
6 試	10:00～ 10:50	<関係法規>④ 飼料安全法の解説	黒崎 和美（農林水産省消費・安全局 畜水産安全管理課 課長補佐）
7	11:00～ 11:50	<動向情勢>① 畜産の動向	山本 将平（農林水産省 畜産局 総務課 畜産総合推進室 専門官）
	12:00～12:50	○昼食○	
8	13:00～ 13:50	<動向情勢>② 動薬市場の動向	氏政 雄揮 （アームズ株式会社 代表取締役）
9 試	14:00～ 14:50	<動物用医薬品等>② 動物用ワクチンの解説	嶋崎 洋子（農林水産省 動物医薬品検査所 検査第一部長）
	15:10～16:00	◇試験◇	16:00閉会
10 試	Web講習	<コンプライアンス等>① 独占禁止法の解説 ～事業者の違反事例等を中心に～	齋藤 麻衣 （公正取引委員会 相談指導室 前室長補佐）
11	Web講習	<獣医療関係業務>② 畜産獣医療の現場(肉牛)	大橋 邦啓 （大橋獣医科医院 院長）
12	Web講習	<獣医療関係業務>③ 養豚業界と養豚獣医療の現在と未来 ～Win-Win-Winになるために～	岡田 久雄 （キーストン・コンサルティング 代表・獣医師）
13	Web講習	<獣医療関係業務>④ 酪農場の健康管理ー考え方と ROMの業務内容	芦沢 博道 （㈲ROMデーリーアシスト 代表取締役）
14	Web講習	<獣医療関係業務>⑤ 養鶏のバイオセキュリティ強化と 新しい消毒法	竹原 一明（(公社)畜産技術協会参与 東京農工大学名誉教授・鶏病研究会副理事長）
15	Web講習	<獣医療関係業務>⑥ 世界と日本における 水産養殖業の動向	高橋 隆行（(株)SINRA代表取締役・ 愛媛大学大学院農学研究科 客員教授）

注：試験対象科目は、上記科目No.1～4、6、9、10の7科目。

科目No.10は、研修会参加者も研修会の前にWeb視聴すること。

（一社）全国動物薬品器材協会が実施する研修

＜研修は誰でも受講可能＞

ディーラー、メーカー等に所属する者、職種を問わず、動物薬に携わる方なら誰でも認定を受ける研修を受講できます。

＜研修は2種類、それぞれ毎年実施＞

認定を受ける研修は次の2種類で、①②とも毎年実施しています。

① 認定を初めて受けようとする方を対象とする「新規認定研修」

② 認定販売員が3年毎に認定を更新するための「認定更新研修」

協会の研修事業については協会ホームページで詳細に案内しています。

今年度の研修案内は以下 URL に掲載中 **全動協 研修**で検索

新規認定研修 <https://jadida.or.jp/newcertifiedtraining.html>

認定更新研修 https://jadida.or.jp/certified_salesperson.html

＜2026 年度の研修実施状況＞

新規認定研修 **受講申込は 9/1～9/30**

研修会：令和8年11月11日(水)・12日(木)

場所：(東京)御茶ノ水ソラシティカンファレンスセンター

WEB研修：11月26日(木)から12月7日(月)

認定更新研修 WEB研修：令和8年8月21日～9月17日

動物用医薬品等販売員等の認定について

動物薬販売を取り巻く環境が日々変化する中、最新の法令、規則、市場の動向などの情報を得て現場に活かすため、業界（協会）では昭和58年から、動物薬の販売等に携る者を対象として研修の機会を提供し、また、一定の研修基準に達した者を認定することで認定販売員を養成しています。

新たに動物薬の販売等に携る者を対象とした「新規認定研修」では、研修会またはWEBで受講し試験に合格した者に「認定番号」と「動物用医薬品等認定販売員証」を交付しています。認定期間は3年間で、既に認定番号を有する者を対象とする「認定更新WEB研修」を受講することで認定更新します。認定番号は、社員証、名刺等で確認することができます。

2024(令和6)年に制度の一部を見直し、見直し以後に新規に認定された者は200名余で、新規および更新した者の認定番号は協会ホームページで公開しています。

認定販売員の養成、動物薬等販売員の研修機会の提供に努めています。

◎協会ホームページから

- ①協会報に連載の「世界から見た日本」をすべて掲載しています。
- ②令和7年度新規認定研修の研修科目の資料と動画を掲載しています。
「研修」の欄の「今視聴できる研修科目」で視聴できます。
- ③最新の会員名簿を、「協会について」の欄の「会員一覧」に掲載しています。
- ④最新の都道府県協会の会長等会員名簿はホームページ「協会について⇒会員一覧、都道府県別」を参照)

【お願い】

都道府県協会の会長・事務局の変更、
会員の退会・新規加入、事務所移転等の
際には、事務局にご連絡ください。

各種変更届の書式については、「協会に
ついて」⇒「会員」から出力してご活用下
さい。



本会刊行図書案内

- ・動薬手帳2027年版(動薬ハンドブック)
B6変形判 470頁 1300円(税込1430円)
関係法規、一般製剤、生物学的製剤ほか
予約を開始いたしました。
P22のご案内を参照ください。



本会報の送付停止を希望される場合は、ご連絡ください。

〔全動薬協会報編集委員〕

委員長	相原 夏実 (理事長)
副委員長	塩田 忠 (専務理事)
委員	一柳 吉孝 (副理事長)
"	市野沢 信成 (副理事長)
"	辻 眞樹 (副理事長)
"	松田 怜士 (常務理事)

全動薬協会報(隔月発行) No.381

発行所 一般社団法人 全国動物薬品器材協会
〒113-0034
東京都文京区湯島3-20-9
緬羊会館3F
TEL 03-5812-4177
FAX 03-3834-5440
E-mail: zdk1s@jadida.or.jp
jadida@abelia.ocn.ne.jp

編集発行人 塩田 忠

繁殖成績の向上は次のステージへ

新規格・新容器でさらに**進化!**

動物用医薬品

使用基準

要指示医薬品

指定医薬品



レジプロン®-C 20

- ✓ 発情周期の同調で繁殖効率を最大化
- ✓ 黄体退行遅延の治療をサポート



レジプロン®-S 20

- ✓ 計画的な分娩で生存子豚の確保
- ✓ 効率的管理で現場の省力化を支援



発売元
あすかアニマルヘルス株式会社



動物用医薬品

要指示

指定

フォーシル®S 誕生!

1 mL中 マルボフロキサシン160 mg含有

健康にアイデアを

meiji



- ✓ 1 治療 1 回筋肉内投与の
高用量ワンショット製剤
 - ・マルボシルの 4 倍量
(マルボフロキサシンとして 8 mg/kg) を単回投与
 - ・投与作業の省力化と動物への負担を軽減できる製剤
- ✓ 適応症： 第一次選択薬が無効の場合の下記適応症
豚；大腸菌性下痢症
- ✓ 耐性菌の発生リスクを低減させる製剤設計
 - ・AMR 対策に貢献
- ✓ 使用禁止期間
豚：食用に供するためにと殺する前 8 日間

出典：フォーシルS製造販売承認申請資料



※本剤は獣医師等の処方箋・指示により使用すべき要指示医薬品です。ご使用の際は製品の添付文書をよくお読みください。

明治アニマルヘルス株式会社
東京都港区東新橋一丁目9番2号

添付文書情報



1回の注射で 365日の安心



**1年持続型
犬用ノミ・マダニ駆除薬**

動物用医薬品 要指示医薬品 指定医薬品

ブラベクト®
365

Virbac

sasaeah



動物用医薬品 体外診断用医薬品

「京都微研」 牛下痢症4種抗原検出キット

臨床現場で簡便に抗原検出が可能

牛の下痢便中における牛A群ロタウイルス抗原、
牛コロナウイルス抗原、K99 (F5) 線毛抗原保有大腸菌抗原
ならびにクリプトスポリジウム・パルバム抗原の検出

1キット10検体分

- 検出板
- 検体採取用ピペット
- 希釈液
- 検体採取用綿棒付



動物用医薬品 要指示医薬品 指定医薬品

マルボキシ[®]注2%・10% ニューキノロン系抗菌剤



2% 100mL

10% 100mL

10% 50mL

*【第一次選択薬が無効の場合に限り使用してください】

※効能・効果、用法・用量、禁忌を含む使用上の注意等の詳細については、添付文書をご参照ください。 ※今後製品パッケージは随時変更いたします。

動物用医薬品 要指示医薬品 指定医薬品

セフチオフルナトリウム注「フジタ」 セファロスポリン系抗菌剤



1g(力価)×5本

2g(力価)×5本

4g(力価)×1本

*【第一次選択薬が無効の場合に限り使用してください】

製造販売元／日本ビルバック株式会社 販売元／ささえあ製薬株式会社

Virbac

安心と効果を一本に

— PRRS対策のニュースタンダード —



日本初の北米型PRRS不活化ワクチン

スワインテクト®PRRS-ME

安全性、有効性の高い
マイクロエマルジョンアジュバントを使用
投与によるウイルス排出や病原性復帰はありません
3週齢以上の豚に投与可能



日生研株式会社

〒198-0024 東京都青梅市新町9丁目2221番地の1

TEL 0428-33-1009(営業部)

URL <https://www.jp-nisseiken.co.jp>

<https://www.vaxxinova.co.jp>

japan
vaxxinova
veterinary prevention strategies



■ バックスオンND-IB-EDS	■ MD生ワクチン(HVT)	■ MG生ワクチン
■ バックスオン-ガンボロ2	■ MD生ワクチン(CVI)	■ AE液状生ワクチン
■ バックスオンIBD-CA	■ バックスオンMD (CVI)-N	■ バックスオンAE・Pox(液状)
■ IB生ワクチン (H120G)	■ バックスオンMD(HVT+CVI)-N	■ バックスオン・ボックス(ひな用)
■ NB生ワクチン (B ₁ +H120G)	■ 2価MD生ワクチン(H+S)	■ バックスオン・ボックス(中大雛用)
■ アピプロSE	■ イノボ鶏痘/2価MD生ワクチン(H+S)	

ワクチノーバ株式会社

〒105-0013 東京都港区浜松町1丁目24-8オリックス浜松町ビル4階
TEL 03-6895-3710 FAX 03-6895-3711

VETERINARY MEDICAL INNOVATION

広がる可能性、見え始めた光



bah 物産アニマルヘルス



犬(同種) 脂肪組織由来間葉系幹細胞

ステムキュア®